

死者は千六百万円

公害裁判のトップに

水俣病損害賠償増額で

水俣病訴訟弁護団（山本茂雄団長、三百四十人）と水俣病患者家庭訴訟派（渡辺榮蔵代表、三十一世帯、原告数百二十四人）は、チツソに対する損害賠償（慰謝料）の請求額を大幅増額することを決めたが、これは新瀧水俣病、富山イタイイタイ病訴訟の請求額を上回り、公害裁判史上記録的な損害賠償請求額となる。

熊本・水俣病裁判では、慰謝料と逸失利益を区別した損害賠償請求方式を取ってきたが、今回の増額には逸失利益をも加味したと弁護団では言っている。これまで患者家族との了解点は、死者・重症患者本人は、従来の八百万円から倍増して一千六百万円、家族は四百万円から百万円の幅があるがその一・五倍増額。しかし軽症患者については将来病状悪化などの懸念があるため、現在の患者本人六百万円の倍増一千二百万円では不安が残るとしている。今後弁護団でこれらを考慮して請求金額を決定するが、請求総額は現在の約七億三千万円から十数億円に達する見込み。

一方、他の公害裁判では、富山イタイイタイ病が四日に倍増を決定している。それまでの請求額は死者が五百万円、患者は四百万円だった。同訴訟は慰謝料一本。

二十一日に判決言い渡ししが予定されている新瀧水俣病は、死者・

これまでの請求額

(単位万円)

	本人	配偶者	親子
死者	800	400	300
重病者	700	300	200
労働不能者	600	200	200
労働可能者			100

重症患者一千万円、他の患者七百万一五百万円、妊娠を規制された婦人五十万円となっている。逸失利益を中心とした損害賠償請求とは異なり、生命、身体、生活を破壊されたことに対する損害に絞っている。

したがって、これらの中で熊本・水俣病が最高の請求額となる見通し。これに対し弁護団側は「世

論の支持を失うようなことがないように」との配慮をしている。また渡辺榮蔵代表も「二千万円以上の声も出た。一方では命の値段が異常に低く抑えられている面もある。そうした中で世論の支持を失わないような、しかも今後の公害補償のモデルともなるような点から、現在の時点に立ってギリギリの線に落ちさせたのだ」と